

2023年春
運動公園に
新市民体育館がOPEN!

B1(プロバスケットボールリーグ)ホームアリーナ
施設基準を満たすアリーナ建設がいよいよ始まり
ます。市民の皆さんのスポーツの拠点として、さら
には防災拠点となる施設です。
※写真(名称を含む)はイメージです。

工事期間
令和3年7月～5年4月(予定)



ご迷惑をお掛けします
工事期間中はご不便を
お掛けしますが、ご理解・
協力をお願いします。



外観

新アリーナのここがすごい! 充実した設備を完備

- 収容人数5000人のメインアリーナ
- 大型センタービジョン(3段昇降式)
- アリーナの演出照明・音響設備、全館空調設備
- 防災拠点として72時間連続運転可能な自家発電設備



メインアリーナ(イベント利用)



メインアリーナ(市民利用)

広さ

メインアリーナ 約2200㎡
(バスケットコート3面)
サブアリーナ 約700㎡
(バスケットコート1面)

スポーツ施設管理課 ☎ 0276-45-8118

教育

市立太田中学校
説明会・見学会

学校教育課 ☎ 0276-55-2128

日時 8月28日(土) 午前9時～10時30分・
11時30分～午後1時・2時30分～4時
会場 市立太田中学校
対象 小学校6年生と保護者、教職員
※申し込みなど詳しくは各学校で配布の
案内チラシをご覧ください。



ご協力ください

不用品「綿100%布」を
大募集

新田ななくさ地域活動支援センター
☎ 0276-57-3733

集めた布は加工して販売し、収益はセ
ンターで働く障がいのある人たちの工賃
になります。大変不足しているため、少量
でも協力ください。
対象 綿100%の布(Tシャツ、タオル、
シーツ、綿毛布など)
※ジーンズやワイシャツ、汚れのひどい物
は受け付けません。
提供方法 月～金曜日(祝日を除く)の
午前9時～午後5時に直接、新田ななくさ
地域活動支援センターへ



まちづくり

道の駅おおた
指定管理者公募

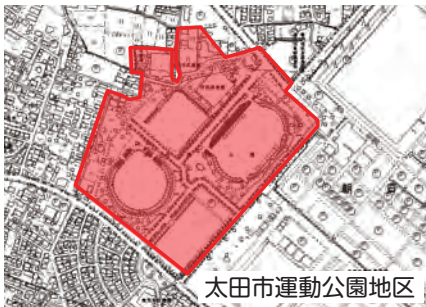
農業政策課 ☎ 0276-20-9714

管理・運営を民間事業者などに行って
もらう「指定管理者」を募集します。
指定期間 令和4年4月1日～9年3月
31日(5年間)
質問受付期限 8月20日(金)まで
申し込み 8月31日(火)までに応募書類
を添えて直接、農業政策課(新田庁舎
内)へ
※募集要項などは同課や市HPで配布し
ています。

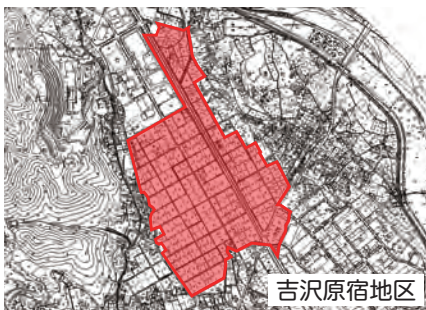
都市計画を変更

都市計画課 ☎ 0276-47-1839

関係図書は都市計画課(市役所7階)
や市HPでご覧ください。
該当地区 ①太田市運動公園地区(用
途地域の変更) ②吉沢原宿地区(地
区計画の変更)
告示日 ①6月2日 ②6月30日



太田市運動公園地区

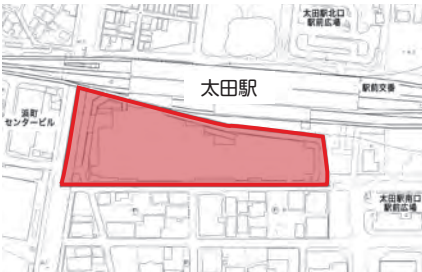


吉沢原宿地区

都市計画案の縦覧

まちづくり推進課 ☎ 0276-47-3320

該当地区(案) 太田駅南口第三地区
(高度利用地区、第一種市街地再開発
事業)
縦覧期間 7月15日(木)～29日(木)(土・日
曜日、祝日を除く)
会場 まちづくり推進課(市役所7階)
※案は市HPでも閲覧できます。
意見書の提出 7月29日まで(必着)に、
会場にある意見書に必要事項を記入
して直接または郵送で、同課(〒373-
8718 住所不要)へ



お知らせ

プールの開場と休場

スポーツ施設管理課
☎ 0276-57-2222

尾島親子ふれあいプール(竜岡町102)
日時 7月24日(土)～8月31日(火)、
午前9時～正午・午後1時～4時30分
対象 市内在住の小学3年生以下(保
護者同伴)
料金 無料
駐車場 尾島生涯学習センター 第2駐
車場
※期間中は同プール(☎0276-52-
2966)へ問い合わせください。
※悪天候や水温が低い場合は休場する
ことがあります。
新田プールは本年度休場します。

低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分)

こども課 ☎ 0276-47-1942

支給額 児童1人につき5万円
対象 次の①～③のいずれかに該当す
る令和3年度住民税が非課税の人や3
年1月以降に新型コロナウイルス感染症
の影響を受けて家計が急変した人
①本年4月分の児童手当または特別児
童扶養手当受給者
②本年5月以降の児童手当または特別
児童扶養手当新規受給者
③16歳から18歳年度末の子どもを養育
している主たる生計維持者
申請 7月19日(月)～令和4年2月28日
(月)に市HPにある申請書を直接または郵
送で、こども課(市役所3階)へ
※①または②に該当する非課税の人は
申請不要です(支給は7月末予定)。そ
れ以外の人は申請が必要です。
※低所得の子育て世帯に対する子育て
世帯生活支援特別給付金(ひとり親
世帯分)との多重受給はできません。

母子・父子家庭などが対象
児童扶養手当の現況届

こども課 ☎ 0276-47-1942

児童扶養手当の受給資格者は毎年
現況届の提出が必要です。該当者には7
月下旬に通知を送るので、必要書類を添
えて提出ください。
日時 8月9日(月)～13日(金) 午前9時
～11時30分・午後1時～4時30分
会場 市役所3階大会議室
※現在資格が無い人でも、18歳以下の
児童を養育する父・母(事実婚関係の
ある場合は除く)や、父・母に代わりそ
の児童を養育し、要件に該当する人は
相談ください。



Instagramで自然・観光・グルメなど魅力を発信しています。
@gunma_ota_official ●観光交流課 ☎ 0276-47-1833

